

規制の事前評価書

法令案の名称：対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令案等

規制の名称：対象火気省令への簡易サウナ設備の追加及び基準の制定

規制の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：総務省消防庁予防課

評価実施時期：令和7年6月

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- ・対象火気設備等の管理等に関し火災の予防のために必要な事項は、消防法第9条に基づき市町村条例において定めることとされている。本改正省令は、当該条例の制定に関する基準を定める対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令において、対象火気設備等の種類に「簡易サウナ設備」を追加し、当該設備に関する基準の制定等の必要な改正を行うものである。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- ・近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等の建物内に設置されていたサウナとは異なり、屋外等のテントやバレル（木樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置する事例が全国で増加している。現行のサウナ設備の基準は、浴場等の建物内に設置することを想定したものとなっているため、こうした屋外等のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備（簡易サウナ設備）に適用される基準を定める必要性が生じている。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ・上記課題を解消するため、対象火気設備等の種類に「簡易サウナ設備」を追加し、安全性の検証結果を踏まえ、基準の制定等の必要な改正を行うものである。
- ・火気設備を設置するに当たり、可燃物等との間に火災予防上安全な距離（離隔距離）を要し、周囲の可燃物が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離のいずれか長い距離をとることとされているが、簡易サウナ設備の場合はいずれか短い距離とする（対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）の一部改正）。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・火気設備を設置するに当たり、可燃物等との間に火災予防上安全な距離（離隔距離）を要し、周囲の可燃物が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離のいずれか長い距離をとることとされているが、簡易サウナ設備の場合はいずれか短い距離とする。また、簡易サウナ設備について、その特性に応じた基準が明確に定められることにより、従来はその都度消防本部に相談していた設置事業者が消防本部に来訪する必要がなくなることから、事業者側の負担が軽減される。さらに、各消防本部においては、当該案件に関する事業者からの相談が減るとともに、全国的に統一的な火災予防指導を行うことができる。
- ・設置事業者等の事前相談に係る費用（人件費）は、設置事業者が1人で対応すると仮定し、1件当たりの所要時間及び移動時間を30分と見積もった場合、 $1,082 \text{ 円/時間} (\times) \times 30 \text{ 分} = \text{約 } 541 \text{ 円/件}$ と推計される。
(※)「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」(令和6年8月27日 厚生労働省職業安定局長通達)の別添2「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」中の「03401 一般事務員」の参考値による。
- ・消防機関における事業者からの事前相談への対応に要する費用（人件費）について、当該相談を消防吏員1人で10分かけて行くと仮定し計算すると、発生する費用は $1,963 \text{ 円/時間} (\times) \times 10 \text{ 分} = \text{約 } 327 \text{ 円/件}$ と推計される。
(※) 消防署の担当者の平均基本給月額、総務省「令和5年地方公務員給与の実態調査結果の状況」の「第1表の1団体区分別、男女別、会計別、職種別職員数及び平均基本給月額全地方公共団体」の「消防職」の参考値より304,233円である。時給は、 $304,233 \text{ 円/月} \div (7.75 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} \times 4 \text{ 週間}) \div 1,963 \text{ 円/時間}$ と計算される。
- ・加えて、簡易サウナ設備の普及につながる効果も見込まれる。
なお、事後評価の際には、簡易サウナ設備の普及状況を把握した上で検証を行う。

3 負担の把握

【緩和・廃止】

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担＞

- ・簡易サウナ設備を設置するに当たり、当該設備と建築物その他の土地に定着する工作物及び可燃物との間に保つべき火災予防上安全な距離を要するが、安全な距離を決定する際に設置事業者等において実験が必要となる。
- ・消防庁では8パターンを実験した際に約100万円かかっているため、設置事業者等が必要となる初期投資は約15万円となる見込み。
- ・なお、市場に出ている簡易サウナ設備の種類は限られており、最大で20パターン程度と見込まれる。

<行政費用>

- ・国から消防機関等の関係行政機関に対する制度改正の周知・徹底、消防機関等の関係行政機関から設置事業者等に対する制度の周知・啓発を行う必要がある。
- ・なお、国から消防機関等及び関係行政機関から設置事業者等に対する制度改正の周知・徹底は、会議や通知を通じて行うため費用は限定的である。
- ・今般の改正による基準が適用される簡易サウナにおける火災の状況は、既存の制度である消防本部からの火災報告により確認及び検証することが可能であるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。

<その他の負担>

- ・なし

4 利害関係者からの意見聴取

【緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・簡易サウナ設備については、その他の対象火気設備と比較すると、比較的熱量は小さいため、個人使用の場合には、火を使用する設備等の設置の届出は不要とすることが適当であると考えられる。
- ・簡易サウナ設備の離隔距離について、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）を基に定めることが適当であり、この場合において、低温着火が生じ難い簡易サウナの特性を考慮すると、周囲の可燃物が許容最高温度（100℃）を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離（木材の場合、表面温度が200℃～300℃を超えない距離に相当）のいずれかが確保されていればよいと考えられる。
- ・簡易サウナ設備についても、異常時の安全を確保する装置等を備えることが適当であると考えられる。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会（第1回（令和6年6月24日）、第2回（令和6年11月8日）、第3回（令和7年2月10日））

<関連する会合の議事録の公表>

- ・https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-154.html

5 事後評価の実施時期

【緩和・廃止】

- ・施行後おおむね5年以内に事後評価を実施予定。